

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）

平成 25～27 年度総合総括研究報告書
様々な依存症の実態把握と回復プログラム策定・推進のための研究研究代表者 宮岡 等
北里大学医学部精神科学 主任教授

研究要旨

【背景・目的】わが国の依存症回復支援の普及・均てん化は十分とは言えず、実態の把握に至っていない領域もある。そこで本研究では 1) 薬物依存回復支援のための包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化、2) インターネット依存の診断ガイドラインの策定、3) 病的ギャンブリングの回復プログラム策定、4) 薬物依存回復支援のための行政機関間連携の構築、以上 4 つの柱を目的とする研究班を構成し、平成 25 年度から研究を開始した。

【方法】1) 初年度に SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) の改訂、2 年度に SMARPP 参加患者の転帰調査、最終年度に群馬県こころの健康センターにて CRAFT (Community Reinforcement and Family Therapy) に依拠して開発された依存症家族支援プログラム GIFT (Gunma Izonsyou Family Training) の評価を行った。2) 初年度に専門外来受診患者の臨床特性検討、2 年度に診断ガイドライン策定のための WHO 会議を開催、最終年度に若年者縦断的調査研究ベースライン調査結果解析を行った。3) 初年度に家族に関する文献調査と本人・家族の語りの質的分析、2 年度に家族対象面接調査、本人・家族対象アンケート調査、最終年度に家族対象アンケート調査、家族対象心理教育プログラム開発と効果検証、精神保健福祉センターにおける家族への心理教育用冊子作成、SMARPP を参考にした当事者回復プログラム試案作成、債務問題支援機関対象調査結果解析を行った。4) 初年度に精神保健福祉センターと保健所の連携の基盤となる要素を検討、2 年度は全国精神保健福祉センター、保健所における薬物依存への対応、連携の実態調査、最終年度は保健所職員を対象に研修を実施しその効果を検証した。

【結果】1) 第 1 に、SMARPP セッションのコ・ファシリテーターとして回復者が参加し、社会資源と有機的な連携をすることで、SMARPP 参加患者の治療継続性が改善した。第 2 に、SMARPP に 1 回でも参加した者のプログラム終了予定日から 1 年経過後の状況は、約 7 割で薬物使用頻度が改善し、約 4 割が 1 年間の完全断薬を達成しており、特に乱用薬物の覚せい剤である場合には、SMARPP セッション参加回数の多さが良好な転帰と関連していた。第 3 に、GIFT に 3 回以上参加することで、依存症者家族の精神的健康度が改善した。以上により、SMARPP や GIFT が依存症者本人ならびに家族の支援ツールとして、一定の有効性・有用性を有する可能性が示唆された。

2) 第 1 にインターネット依存専門外来受診者は若年者が多く、中高生が半数弱で、男女比は 5.4 対 1、昼夜逆転、ひきこもり、暴言・暴力、などの症状が、また欠席、成績不振、留年などが多くの者に認められた。合併精神障害として、注意欠陥・多動性障害、広汎性発達障害、社交不安などの併存が多かった。第 2 に WHO 会議の結果、「ゲーム障害」に関する臨床記述および診断ガイドライン草稿作成が開始された(継続中)。第 3 に若年者縦断調査のベースラインデータが解析された(本調査は 5 年間継続予定)。3) 第 1 に文献調査から病的ギャンブリングは配偶者、子ども、家族の関係性に大きなダメージを与えていることが示された。第 2 に質的分析によりギャンブリング開始から治療や相互援助(自助)グループに繋がるまでには 7 つの段階があり、家族の問題認識が早まることは、ダメージが大きくなる前の適切な対応をもたらす可能性があることが示された。第 3 に面接調査によって家族の問題認識には 4 つのステップがあること、心理社会的ダメージは甚大であること、援助に繋がる直前まで本人・家族ともに病的ギャンブリングであることを受け入れられない現状があることが明らかになった。第 4 にアンケート調査によって、家族における絆の喪失や膠着した関係性が、ギャンブル問題や精神健康の悪化に関係していることが確かめられた。さらに家族と当事者の認識を比べると、家族は当事者よりもギャンブル問題や当事者の精神健康の悪化を深刻にとらえており、当事者はギャンブルをしても望んだ効果を得ている

と考える傾向が強く、家族は当事者の現実否認の態度を当事者よりも強く意識していた。こうした認識のずれを埋めていく介入が必要であることが示唆された。第5に家族に対するアンケート調査によって家族の抱える困難さがより具体的に明らかとなった。また医療や自助グループを含めて、ギャンブル依存症が病気であることへの理解と、それをもとに家族には責任がなく、借金の肩代わりをしなくていいことを理解できたことが大きな助けになっていることが確認できた。医療や保健の機関もこうした内容を家族に伝え、自助グループへのつながりをするのがまずは重要であると考えられた。第6にCRAFTをもとに作成された心理教育プログラムの有用性が示された。第7にギャンブル等が原因の多重債務者は、社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題の支援の重要性が示唆された。4) 第1に保健所の薬物依存対策に関して、技術支援活動は1割強、教育研修活動は4分の1、組織育成活動は1割強、普及啓発活動は5割強の保健所が実施していること、相談援助活動は、8割近くの保健所が実施していること、約半数の保健所が精神保健福祉センターと連携していることが明らかになった。第2に保健所職員を対象とする研修は、保健所職員の薬物依存回復支援における困難感や抵抗感に良好な変化を生むことが示唆された。一方で現在の薬物依存対策の課題として保健所や保健師には余力がなく、地域で薬物依存対策を実施していくのは、とても難しいと感じており、予防に関しては保健所内で2課に分かれており、対応は1本化されていないこと、また薬物依存の治療医療機関(受け入れ可能な医療機関)が少ない等の現実的な課題が見出された。

【結論】1) SMARPPやGIFTが依存症者本人ならびに家族の支援ツールとして、一定の有効性・有用性を有する可能性が示唆された。2) インターネット依存患者の臨床特性が明らかにされた。インターネット依存の有病率が示されたが評価尺度によるばらつきが大きかった。3) 病的ギャンブル支援における家族援助の重要性、家族に対する心理教育プログラムの有用性が示された。多重債務者には社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題を支援する重要性が示された。4) 行政機関間連携において保健所職員に対する研修の効果が示唆されるとともに、現実的な課題も浮き彫りにされた。

研究協力者

大石智 北里大学医学部精神科学

A. はじめに

依存症が当事者、家族、社会にもたらす影は深く大きい。物質依存の中でも薬物依存がもたらす急性中毒や離脱症状は、その症状による苦痛が大きいというだけではなく、放置されれば死に至る危険性がある。初回使用であってもその酩酊状態によって、自殺や他害行為にいたることも少なくない。特にわが国では危険ドラッグが関連した有害事象報告が2010年以降急増し、心停止、自殺、暴力、危険運転といった報道も目立った。

薬物依存がもたらすものは、こうした急性の事象のみにとどまらない。慢性的な使用は確実に心身を蝕み新たな精神障害の併存を生む。それはあたかも慢性的な自殺と呼べるものかもしれない。実際、薬物の使用と自殺の関連が強いことはかねてより指摘されている通りである。

また薬物依存は家族にも多くの苦悩をもたらす。

薬物依存が関連し失職や逮捕にいたれば、家族には社会的な孤立が待ち受けている。また家族の理解が当事者の回復において重要であることもアルコール依存と同様に指摘されている。

2014年12月に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法)により危険ドラッグ関連障害患者数は激減している。しかしこれは規制強化・薬物使用の犯罪化により、単に乱用者の医療機関受診が抑制されただけかもしれない。わが国の薬物乱用対策は依然として取り締まりに偏っており、再乱用防止のための、当事者のみならず家族も含めた、より効果的で普及されやすい包括的な回復プログラムが求められている。

わが国では1990年代以降、急速に広がったインターネットは、社会に多くの恩恵をもたらす一方であらたな行動嗜癖を生み出しているようだ。

インターネットを利用したゲーム、ソーシャルネ

ットワークサービスを利用した対人交流、さらにこれらの複合サービスなどといったものは、様々なデバイスを介して人々の生活に浸透した。その一方で「業務に支障が生じるとわかっているのに夜中のゲームがやめられない」、「勉強に支障が生じるとわかっているのに即レスをやめられない」などといった状況を生み出している。こうした行動はインターネット依存として社会的に認知されるようになっている。

しかし一方でインターネット依存は国際的な診断基準も確立しておらず、わが国におけるその特徴も整理されていないという現状にあり、回復プログラムの策定のためには実態解明と診断ガイドラインが求められている。

病的ギャンブルが犯罪や自殺と関連していることはかねてより指摘されている。業務上横領やその末路としての自殺に関する報道で、背景にある多額の借金とそれを生み出したであろうギャンブルの話題を聞くことは珍しいことではなくなっている。

わが国ではかねてよりパチンコを介した病的ギャンブルの問題が指摘されている。2010年代に入ってから統合リゾート推進法案の検討のなかで取り上げられているカジノに関する議論においても、病的ギャンブルへの対応がその俎上に載せられた。

病的ギャンブルは他の依存症と同様に当事者がその問題に気づくよりも、多重債務、借金の肩代わりといったことから家族や多重債務関連機関が先に気づくことが多く、彼らの対応や家族への援助が当事者援助の入り口になることが予想される。しかし病的ギャンブルのある人の家族や多重債務関連機関における実態は明らかにされていない。そして病的ギャンブルに苦しむ家族や当事者を援助するための標準的な回復プログラムが求められている。

2013年6月に公布された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が2016年6月までに施行される。これまで薬物事犯は再使用を防ぐ上で、社会的援助を受けるために十分な仮釈放期間を得難い状況が続いていた。このため仮に収監中に回復プログラムを受けたとしても再使

用に至りやすい状況にあった。その結果、再使用すなわち再犯が繰り返されることは彼らの自己肯定感をさらに減じ自殺や他害の危険性をたかめることにつながっている。「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が実効性のあるものになるためには、当事者が刑務所から地域に移行しても、回復のための援助が円滑に継続される必要がある。しかし精神保健福祉センターや保健所における薬物依存症者、薬物事犯への対応には、地域差がありその対応、援助の均てん化は急務である。

このように依存症は当事者、家族、社会に大きな苦悩をもたらしている。したがって依存症の回復支援の普及には大きな意義がある。だが、わが国の依存症回復支援は十分とは言えない。医療の中には、治療に難渋する方の背景に依存症が潜んでいることが少なくない。しかし依存症に苦手意識を持つ精神科医も多く、依存症の存在が見過ごされ適切な対応が行われていないことも少なくない。保健師やケースワーカーなど、地域の援助職と話していると、彼らが最も難渋しているのは依存症であることに気付かされる。医療においても地域においても、依存症の援助は標準化、均てん化が十分とはいえない現状にある。さらに病的ギャンブル、インターネット依存といった行動嗜癖においては、診断基準や実態把握すら十分とはいえない状況にある。

B. 研究の目的と方法

1. 研究班全体の目的と構成

本研究では依存症当事者と家族の回復のために、援助の手法を標準化、均てん化することを目的とする。概念の整理と実態把握がどちらかというところとは言いえない行動嗜癖に関しては実態把握を行い、援助の手法を検討する。

そこで本研究班は 依存症の中では援助の普及、均てん化のための取り組みを先駆的に実践している、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の松本らによる、薬物依存症を対象とした包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究、

わが国では数少ないインターネット依存専門外来を設置し先駆的な取り組みを実践している、久里浜

アルコール症センターの樋口らによる、インターネット依存を対象とした、実態解明と治療法開発に関する研究、平成 22～24 年度の研究班で診断、類型分類、援助の基礎について整理した、北里大学医学部精神科学の宮岡らによる、病的ギャンブルの家族や債務問題関連機関を対象とした実態調査と回復プログラム開発のための研究、行政機関において薬物依存症支援では先駆的な取り組みを実践している、長野県精神保健福祉センターの小泉らによる、依存症当事者や家族にとって最初の窓口になることが多く、薬物事犯においては出所前からの援助の入り口になる精神保健福祉センター、保健所の連携に関する研究、以上の 4 つの研究で構成する。

2. 各分担研究の目的と方法

薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

松本らは再乱用防止プログラム SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) を開発し、保健医療機関・民間リハビリ施設への普及に努め、成果を確認してきた。本研究の目的は、SMARPP に加え、動機づけ面接・再発分析・併存障害治療のための個人療法、薬物使用モニタリング、回復者メッセージ、CRAFT (Community Reinforcement and Family Training) に準拠した家族介入コンポーネントを加えた包括的治療プログラムを開発し、治療効果の検証をするとともに、国内各地への普及・均てん化をはかることである。

平成 25 年度は SMARPP 実施構造の改訂による治療継続性への影響に関する検討、CRAFT ワークブックの訳出、ならびに実戦用ワークブックの作成、SMARPP に準拠したワークブックにもとづく薬物依存症治療プログラムの普及を行った。

平成 26 年度は SMARPP 初回クール終了から 1 年経過時点の転帰に影響を与える要因について検討し、それを元にプログラムのブラッシュアップを行った。

平成 27 年度はブラッシュアップされた SMARPP と CRAFT の普及・均てん化を行うとともに、群馬県こころの健康センターで CRAFT を参考として開発された依存症家族支援プログラム GIFT (Gunma Izonsyou Family Training) の有用性の評価を目的に、アンケート調査を行った。

インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

インターネット依存傾向にあるわが国成人は 270 万人と推計され(2008) 今後さらに増加すると推測されている。専門治療は、わが国で唯一久里浜医療センターにおいて開始されたばかりで、その対策は大幅に遅れている。こうした背景を踏まえ、本研究では 1) わが国における実態を明らかにする。本研究では医療機関や教育機関等に対して調査を行う。2) 臨床データを蓄積、公表し、診断ガイドラインの確立に向け資料を蓄積し、そのための国際会議等を開く。さらに治療ガイドラインを作成する。

平成 25 年度は、久里浜医療センターインターネット依存専門外来を平成 23 年 7 月～平成 25 年 6 月に受診した 108 名の臨床特性について検討した。平成 26 年度は診断ガイドライン策定のための第一歩として、東京で WHO 会議を開催し、「ゲーム障害」に関する臨床記述および診断ガイドライン草稿作成を開始した(継続中)。平成 27 年度は、若年者のインターネット使用に関する縦断的調査研究のベースライン調査結果をまとめた(本調査は 5 年間継続予定)。

病的ギャンブルと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

本研究では 1) 治療・回復過程において、家族は重要な役割を果たしているとは推測されている。しかし家族の関わりと影響に関しては調べられておらず家族らを対象に調査を実施する。さらに得られた成果をもとに、早期介入手法や回復プログラムを策定する、2) 問題が顕在化する重要なきっかけは債務問題である。債務問題関連機関において病的ギャンブルについては調べられた報告はまだなく、これらの実態調査を行う。以上二点を目的に研究を実施する。

平成 25 年度は、家族の関わりの研究として文献調査と本人・家族の語りの質的分析を行った。平成 26 年度は、家族に対する面接調査、本人・家族に対するアンケート調査を実施した。平成 27 年度は、家族に対するアンケート調査、家族に対する心理教育プログラムの開発と効果検証、精神保健福祉センターにおけるギャンブル障害のある者の家族への心理教

育用冊子の作成、債務問題支援機関における病的ギャンブル問題に関する研究が行われた。

薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

厚生労働省では「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会」が開催される等、依存症に対する医療体制や行政を含む関係機関の連携の整備が求められている。本研究では精神保健福祉センターと保健所の連携体制の現状を明らかにし、その整備のために必要なセンター及び保健所職員対象研修を実施しその効果を評価することを目的とする。

平成 25 年度は、薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携について、連携の基盤となる要素を検討した。これをもとに平成 26 年度は、全国精神保健福祉センター、保健所における薬物依存への対応、連携の実態を調査した。平成 27 年度は、保健所職員を対象に研修を実施しその効果を検証した。

(倫理面への配慮)

本研究は各研究班の所属機関における倫理委員会の承認を得て実施された。

C. 研究結果

1. 薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

第 1 に、SMARPP セッションのコ・ファシリテーターとして回復者に加わってもらい、地域のさまざまな社会資源と有機的な連携をすることで、SMARPP 参加患者の治療継続性が改善した。第 2 に、SMARPP に 1 回でも参加した者のプログラム終了予定日から 1 年経過後の状況は、約 7 割で薬物使用頻度が改善し、約 4 割が 1 年間の完全断薬を達成しており、特に乱用薬物の覚せい剤である場合には、SMARPP セッション参加回数の多さが良好な転帰と関連していた。第 3 に、GIFT に 3 回以上参加することで、依存症者家族の精神的健康度が改善した。以上により、SMARPP や GIFT が依存症者本人ならびに家族の支援ツールとして、一定の有効性・有用性を有する可能性が示唆された。

2. インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

インターネット依存専門外来受診者は若年者が多く、中高生が半数弱を占めていた。男女比は 5.4 対 1。昼夜逆転、ひきこもり、暴言・暴力、などの症状が、また欠席、成績不振、留年などが多くの者に認められた。合併精神障害として、ADHD、広汎性発達障害、社交不安などの併存が多かった。若年者のインターネット使用に関する縦断的調査研究のベースライン調査結果、Internet Addiction Test (IAT) によると全体で 2.9% の者に、一方、Diagnostic Questionnaire (DQ) によれば 7.8% の者にインターネット依存が疑われる結果となった(本調査は 5 年間継続予定)。ただし本調査には幾つかの限界があり結果の解釈には次の二点で留意する必要がある。

1) インターネット依存の疾病概念に関する限界
すでに、DSM-5 でインターネット依存の中の最も重要な依存であるインターネットゲーム障害に関しては診断基準が示されているものの、section 3 に該当している。また、現在進行中の ICD-11 の改訂では、ゲーム障害 (online, offline option 付) が加えられる方向で進んでいる。従って、現時点では疾患としての位置づけは明確とは言えない点で有病率の解釈には慎重さが求められる。2018 年以降は、その臨床記述と診断ガイドラインが示されると推察されている。

2) 今回の調査の目的と性質に関する限界
今回の調査は縦断研究であり回収率も低く、本報告書に記載されたものは、そのベースライン調査結果の一部に過ぎない。回収率が低くなった理由としては、向こう 5 年間毎年実施する予定の follow-up 調査の同意を本人と両親の両方から得られた人のみから回答があったためだと推測される。本縦断研究の目的は有病率の推定ではなく、インターネット使用の継続的变化とインターネット依存のリスク要因同定である。今回の調査は横断的実態調査ではないので、調査結果はわが国の中学 1-2 年生の実態を反映していないと考えられ、本結果をわが国の若年者におけるインターネット依存の有病率と解釈することは避けることが求められる。WHO との共同による「ゲーム障害」に関する臨床記述および診断ガイド

ライン作成は継続中である。

3. 病的ギャンブリングと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

病的ギャンブリングは配偶者や子どもや家族の關係性に大きなダメージを与えていることが示された。またギャンブリング開始から治療や相互援助(自助)グループに繋がるまでには7つの段階があり、家族の問題認識が早まることは、ダメージが大きくなる前の適切な対応をもたらす可能性があることが示された。家族の問題認識には4つのステップがあること、心理社会的ダメージは甚大であること、援助に繋がる直前まで本人・家族ともに「ギャンブル依存症」であることを受け入れられない現状があることが明らかになった。家族における絆の喪失や膠着した關係性が、ギャンブル問題や精神健康の悪化に關係していることが確かめられた。さらに家族と当事者の認識を比べると、家族は当事者よりもギャンブル問題や当事者の精神健康の悪化を深刻にとらえており、当事者はギャンブルをしても望んだ効果を得ていると考える傾向が強く、家族は当事者の現実否認の態度を当事者よりも強く意識していた。こうした認識のずれを埋めていく介入が必要であることが示唆された。

家族の抱える困難さがより具体的に明らかとなった。また医療や自助グループを含めて、ギャンブル依存症が病気であることと理解と、それをもとに家族には責任がなく、借金の肩代わりをしなくていいことを理解できたことが大きな助けになっていることが確認できた。医療や保健の機関もこうした内容を家族に伝え、自助グループへのつなぎをすることがまずは重要であると考えられた。

CRAFT をもとに日本のギャンブル障害に特化した内容に作成された心理教育プログラムの有用性が病的ギャンブリングにおいてもあることが明らかにされた。

薬物依存の SMARRP を参考にしながら、当事者を対象とする回復プログラムが開発された。効果検証は今後の課題である。

債務問題支援機関における調査の結果、ギャンブ

ル等が原因の多重債務者は、社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題の支援の重要さが示唆された。

4. 薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

保健所の薬物依存症対策に関して、技術支援活動は1割強、教育研修活動は4分の1、組織育成活動は1割強、普及啓発活動は5割強も保健所が実施していた。相談援助活動は、8割近くの保健所が実施していた。約半数の保健所が精神保健福祉センターと連携していた。3年度は保健所職員を対象に研修を実施しその効果を検証した。研修会は全員が参考になったという評価が得られ、保健所レベルで回復プログラムを実施する上での困難感は研修前後で良好な変化が生まれていた。しかし現在の薬物依存症対策の課題として保健所や保健師には余力がなく、地域で薬物依存症対策を実施していくのは、とても難しいと感じており、予防に関しては保健所内で2課に分かれており、対応は1本化されていないという意見があった。また薬物依存症者の治療医療機関(受け入れ可能な医療機関)が少ない等の現実的な課題が見出された。

D. 考察

1. 薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

本研究は、CRAFT を参考にした依存症家族支援プログラムの有効性に関する検証を試みたものとしては国内最初の研究である。対象数や研究デザインなどの限界からその知見はあくまでも予備的なものにとどまるが、本研究では、GIFT が少なくとも家族の精神状態の改善に寄与している可能性が示唆された。

これまでわが国の精神科医療は、薬物依存に対する治療体制の整備が不十分だった。本研究の成果は「第四次薬物乱用防止五カ年計画(2013)」と「薬物乱用防止戦略加速化プラン(2010)」において強調された薬物再乱用防止のためのアフターケア、2016年6月までには施行予定である「刑の一部執行猶予制度」における薬物依存者の地域支援、ならびに、2012

年に「自殺総合対策大綱(2012改訂)」に明記された、自殺ハイリスクグループの一つである薬物依存者支援に対して、具体的な治療・援助のツールとして貢献をすると確信している。

2. インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

インターネット依存研究においては、わが国では研究蓄積がほとんどない状況にあり学術的な意義は大きい。若年者の学業不振、引きこもり、犯罪被害との関連も指摘されているインターネット依存に関して、わが国に研究蓄積はほとんどなく、診断・治療についても遅れている。依存の実態や病態像を明らかにすると同時に、わが国の実情に即した診断・治療ガイドラインを作成に寄与することは行政的にも意義深く、今後のインターネット依存の予防や治療の発展に大きく貢献すると期待される。

3. 病的ギャンブリングと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

病的ギャンブリング研究においては、債務問題関連機関、家族を対象とした研究はわが国にはなくその学術的意義は大きい。病的ギャンブリングが自殺ハイリスクであることは「自殺総合対策大綱(2012改訂)」にも指摘されている。債務問題や家族問題等との関連性も指摘されており、病的ギャンブリング本人および家族の支援において、精神保健福祉センター等でも使用可能な回復プログラムが作成されることは行政的にも意義深い。

4. 薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

今回実施された研修は、薬物依存症対策に意欲的な保健所が参集したが、アンケート結果より、今後の保健所の薬物依存症対策の拡大の可能性を感じさせるものであった。また、今回のような保健所に特化した研修会は、最近、法務省と厚労省から出た「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」にも保健所に対する期待が述べられているように、国レベルで開催が望まれる。今後

の薬物依存症対策において、保健所が担える役割、センターと保健所の連携という視点がさらに明確になっていくと思われる。

薬物事犯の刑の一部執行猶予制度の実施に向けて、地域差や連携の不足が指摘されている精神保健福祉センターや保健所等行政機関の薬物依存症への対応の均てん化、連携体制の構築が期待できることは行政的に意義深い。

E. 結論

1) CRAFT を参考として開発した依存症家族支援プログラムが、家族の精神状態の改善に寄与している可能性が示唆された。本人とのトラブル状況やコミュニケーション、乱用状況のいずれも改善を認め、依存症者への対応知識の習得に役立つ可能性が示唆された。未だ刑罰に偏りがちではあるが、社会的にも重要視されている薬物依存者支援の普及・均てん化に寄与するとともに、自殺ハイリスクグループの一つである薬物依存者支援に大きく貢献することが期待できる。2) 研究蓄積が無く診断・治療についても遅れているインターネット嗜癖の実態や病態像が明らかになる。わが国の実情に即した診断ガイドラインを作成し、その予防や治療の発展に貢献すると期待される。3) わが国にはこれまでに無い病的ギャンブリング回復ツールとしての家族への支援プログラム(病的ギャンブリング版 CRAFT)の開発に寄与する。自殺ハイリスクグループの一つである病的ギャンブリング支援に大きく貢献することが期待できる。4) 薬物依存への支援における精神保健福祉センターと保健所の役割や連携機能を明確にし、機関間や部署間の連携意識を高める研修を開発したことは、自治体間に生じやすい援助体制の差を減じ、均てん化に寄与することが期待できる。

今後、効果検証が必要なプログラムや作成を継続する必要がある診断ガイドライン等もあるが、ほぼ予定通りの研究を実施することができた。本研究の成果が施策等に反映され、依存症のある人の回復に寄与することを切に願う。

G . 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし